

固定資産税（償却資産）の申告のお知らせ

【償却資産とは】

法人や個人で、工場や商店、農業などを営んでいる場合、法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、減価償却の対象となる土地、家屋以外の事業用資産（構築物・機械・器具・備品など）は償却資産として固定資産税の対象となります。

（地方税法第 383 条により申告が義務付けられています。）

町内に償却資産を所有している人は、その資産の多少にかかわらず平成 31 年 1 月 1 日現在の所有資産について申告が必要となります。

ただし、次の資産は固定資産税上、償却資産の対象となりません。

- ・軽自動車税の対象になるもの（乗用装置が取り付けられているもの）
- ・耐用年数 1 年未満の資産・取得価額が 10 万円未満の資産
- ・取得価額が 20 万円未満の資産で、3 年間で一括して均等償却するもの（一括償却資産）

※課税対象となる償却資産例

種類	課税対象となる償却資産の例
構築物	駐車場舗装、フェンス、ビニールハウス、ネオン、門、塀など
機械および装置	代掻き（取り外し可能部分）、フロントローダ（取り外し可能部分）、太陽光発電設備など
車両および運搬具	大型特殊自動車（ホイールクレーン、タイヤローラーなど）
工具・器具および備品	事務用機器（パソコン、コピー機など）、エアコン、椅子、机、冷蔵庫、医療機器、理・美容業機器、看板など

【太陽光発電設備を設置された方へ】

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告が必要となります。

設置者	申告が必要な場合
法人・個人（事業用）	発電量が 10kw 以上の場合。
個人（住宅用）	10kw 以上発電する太陽光発電設備で余剰売電・全量売電の場合。 10kw 未満の発電量で全量売電の場合。

※申告書の提出期限 1 月末日【平成 31 年 1 月 31 日（木）まで】

申告書の書き方が分からない場合は、役場税務住民課までお問い合わせください。

申告書提出・問合せ先

税務住民課 ☎ 72-1128 清和支所税務住民係 ☎ 82-2113

蘇陽支所税務住民係 ☎ 83-1113

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

税制改正により、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しが行われ、控除額等が改正されました。

配偶者控除・配偶者特別控除とは

これまで、配偶者の合計所得が 38 万円以下（給与年収なら 103 万円以下）なら、納税者は配偶者控除として 38 万円の所得控除を受けることができました。

配偶者の合計所得が 38 万円を超えると、納税者が受ける控除は、配偶者控除から配偶者特別控除になり、控除額は配偶者の合計所得が 76 万円以上（給与年収なら 141 万円以上）になるまで段階的に減少しますが控除を受けることができました。

改正された配偶者控除・配偶者特別控除

新しい配偶者控除・配偶者特別控除は平成 30 年分以後（住民税は平成 31 年度分以後）適用されます。

改正のポイントは 3 つです。

1. 合計所得金額が 1,000 万円を超える方は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けられない。
 2. 配偶者特別控除を受けられる配偶者の合計所得金額が引き上げられる
 3. 納税者本人の合計所得金額に応じて配偶者控除及び配偶者特別控除の金額が変わる。
- 詳しくは下表のとおりです。

控除者	配偶者の合計所得金額	【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の、配偶者の給与等の収入金額	納税者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与等の収入金額)		
			900 万円以下 (1,120 万円以下)	900 万円超 950 万円以下 (1,120 万円超 1,170 万円以下)	950 万円超 1,000 万円以下 (1,170 万円超 1,220 万円以下)
配偶者控除	38 万円以下	103 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	38 万円超 85 万円以下	103 万円超 150 万円以下	48 万円	32 万円	16 万円
配偶者特別控除	85 万円超 90 万円以下	150 万円超 155 万円以下	38 万円	26 万円	13 万円
	90 万円超 95 万円以下	155 万円超 160 万円以下	36 万円	24 万円	12 万円
	95 万円超 100 万円以下	160 万円超 1,667,999 円以下	31 万円	21 万円	11 万円
	100 万円超 105 万円以下	1,667,999 円超 1,751,999 円以下	26 万円	18 万円	9 万円
	105 万円超 110 万円以下	1,751,999 円超 1,831,999 円以下	21 万円	14 万円	7 万円
	110 万円超 115 万円以下	1,831,999 円超 1,903,999 円以下	16 万円	11 万円	6 万円
	115 万円超 120 万円以下	1,903,999 円超 1,971,999 円以下	11 万円	8 万円	4 万円
	120 万円超 123 万円以下	1,971,999 円超 2,015,999 円以下	6 万円	4 万円	2 万円
	123 万円超	2,015,999 円超	3 万円	2 万円	1 万円
			0 万円	0 万円	0 万円

※控除額が高くなる一方で、配偶者に住民税等が課税される場合もありますのでご注意ください。

問合せ先 税務住民課 ☎ 72-1128